

蒲郡市議会災害対策支援本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市内での地震、台風その他の事象による災害の発生時における蒲郡市議会議員（以下「議員」という。）の迅速かつ適切な活動の指針を定めることにより、蒲郡市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携を図り、もって被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

(本部の設置)

第2条 蒲郡市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたときは、これに協力し、及び支援するため、蒲郡市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができるものとする。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、議員（議長及び副議長である議員を除く。）をもって充て、本部の事務に従事するとともに、第5条の活動方針に基づき活動する。

(所掌事務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本部員の安否の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の提供を受け、本部員に情報提供を行うこと。
- (3) 本部員からの災害情報を収集し、及び整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地域及び避難所等の調査に協力すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部が必要と認める事務

(本部員の活動指針)

第5条 本部員は、災害の発生を認知した場合は、次に掲げる指針により活動するものとする。この場合において、本部が設置されたときは、本部の指示に基づいて活動するものとする。

- (1) 自身の安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部から情報の提供を受け、地域の防災活動の推進に資すること。
- (3) 被災地域及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (4) 被災地域における救援活動に協力すること。
- (5) 被災者からの相談に助言を行うこと。

(災害発生時の招集)

第6条 本部長は、地震、台風その他の事象によって蒲郡市内に災害が発生すると思料するときは、副本部長及び本部員を本部に招集することができるものとする。

(議会事務局の職員の職務)

第7条 議会事務局の職員は、本部の事務を補助する。

2 事務局長は、市対策本部の会議に出席し情報収集に努めるとともに、本部に対してその情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

各組織の関係図

